

閱 覧 用

平成 18 年度

第 2 回

赤磐市行財政改革審議会

会 議 錄

赤磐市行財政改革審議会

○議長 ただいまより第2回の赤磐市行財政改革審議会を開催したいと思います。

○事務局 出席者は14人です。

赤磐市行財政改革審議会要綱第6条第2項の規定によりまして、過半数の方の御出席をいたしておりますので、この会議が成立しております。

○議長 赤磐市行財政改革審議会の会議運営規程第4条第1項の規定によりまして、行財政改革審議会第2回会議を開催いたします。

会議を始めるに当たりまして、ここで赤磐市の行財政改革審議会会議運営規程の第6条の第2項によりまして、会議録の署名をお願いしたいと思いますけれども、2名の方にお願いをすることになつとりまして、委員名簿の順に長井龍則さんと原保江さんに今回の署名にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 前回、この大綱の推進計画の中の住民参画の推進を審議いたしましたが、まちづくり条例の話であるとかパブリックコメント制度の話など、この中身の関係で質問がありましたので、その点につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 パブリックコメント制度の導入ですが、提案できる方の中で外国人登録の方、それから市内に事業所をお持ちの企業の方はどうなのかという質問がございました。

パブリックコメント制度を現在策定し、細部を検討している中で、御質問にございましたように制度の細部を検討する中で、御趣旨に合うような検討してまいりたいと考えております。

もう一点、まちづくり条例についてですが、これにつきましては、若干お時間をいただくという御回答させていただきました。現在、引き続き先進例の情報収集等行っている状況です。

以上、前回の御質問に対します回答とさせていただきたい。

○議長 事務局からパブリックコメント制度並びにまちづくり基本条例の関係につきまして御回答ありましたけれども、この件につきまして、何か御質問等ありましたら。

○委員 パブリックコメントの件に関してですが、早速に思いを酌んでくださってありがとうございます。利用しやすい制度になることを祈っていますので、よろしくお願いします。

○議長 まず民間委託の推進について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 民間委託の推進、それから行政の情報化等による行政サービスの向上について現在の進捗状況について、概要を報告いたします。その後で、個別に資料に基づき説明します。

指定管理者制度の活用ですが、実施する内容としてはサービスの向上及び管理経費の縮減を図るため、市が直接管理している公の施設について、順次指定管理者制度の導入を図ることになっています。

公の施設ですが、住民の福祉の増進を図ることを目的として利用するための施設として、例えば公園であるとか福祉施設、図書館が公の施設の代表的なものになろうかと思います。

その公の管理について、我々が行政を推進していく上で、地方自治法という法律がございます

が、その法律の改正によりまして、平成18年8月までに、指定管理者制度による管理方法に変更する必要があるということで義務づけられております。

そうしたことから、当面、そういう制度的なことからも現在その進捗状況としましては、指定管理者制度による管理方法に手続がほぼ完了しての状況です。

次のPFIの導入研究ですが、このPFIにつきましても公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して事業実施を行うものですが、PFIの適用可能施設の研究を行うための担当者を設置するというふうになっています。

この4月に、兼務ですが、担当者1名を配置。その中で、PFI事業のメリット、それからデメリットを研究しながら、PFI事業の導入の検討を行っておるということです。

行政の情報化等による行政サービスの向上で掲げています。

電子申請の普及から、図書館システムの統合であるとか載せてますが、まず電子申請の普及では、これは県内の自治体がつくります岡山県電子自治体推進協議会、協議会を活用しながら電子申請の普及を図ろうということで、進捗状況としてはこの8月にこの協議会での普及の方法と申請事務の選定をしながら、来年1月ぐらいから、選定された事務の電子申請の運用を開始していくことで進捗しております。

それから、図書館システムの統合ですが、現在、市内4つの図書館のコンピューターシステムが、合併前の状況で、各図書館のシステムで運用しています。

市民がどの地域でも、貸し出しであるとか返却が容易となって蔵書のデータであるとか利用者データを一元管理できるようなシステムの構築を行うことで現在進めておりますが、現在ではそのシステム統合に向けての業者選定をし、9月頃から本格的な統合に向けた作業に入るとお聞きしております。

施設予約システムの導入ですが、住民の方が多く利用する公共施設、施設の案内情報の提供、予約をインターネット上で利用できるようにすることで、公共施設の利用をより便利に、より簡単にできるようにするものです。

これにつきましても、今年度の4月からシステムの検討であるとか、6月ごろには担当者との内部打ち合わせを経まして、9月頃から業者選定、それからシステム構築ということで、来年4月からの内部運用開始を目標に現在作業を進めているものです。

地理情報システムの導入ですが、これは庁内、庁舎内のLAN等のネットワーク、コンピューター同士を結んでいる線ですが、そういうLANのネットワーク環境のもとで地理情報を一元的に整理、管理しながら、各部署において活用できるシステムを構築しながら効率を図ることで上げています。これについても、今年からは検討として、現在、岡山県のGIS活用検討ワーキンググループ、そういうものに参加しながら、岡山県の統合GISの有効活用の研究であるとか、9月以降は、赤磐市での活用方法と必要性について、関係部局で協議していくということです。これは、19年度以降の予算に計上し、内部的に検討を加えています。

それから、最後に情報化研修の実施ですが、やはり情報化と同時に個人情報保護が重要でして、その個人情報保護に留意しながら行政情報を扱うというものとしての管理意識を高めながら、情報保護、安全対策の強化を図るための研修を実施することで掲げています。

これは、この8月に研修内容とか時期とか研修対象者の決定を行います。それから、9月以降に研修の委託先の業者選定をしながら、10月以降、1回ないし2回程度の研修を実施していくように、現在内部で検討を進めておる状況です。

以上、民間委託の推進と行政の情報化による行政サービスの向上についての進捗状況、概略ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長 民間委託の推進、そして行政の情報化等による行政サービスの向上で主にこの2項目について審議する予定ですけれども、その進捗状況の概略を説明していただいたわけです。

これから細かくその中身について、それぞれ審議していきたいと思つとるわけでありますけれども、初めに民間委託の推進につきまして、説明よろしくお願ひします。

○事務局 指定管理者制度の概要、それから現在の総括的な状況について説明をさせていただきたい。

公の施設は、それぞれの施設につきましては担当部署があり、詳細についてはそちらの方ということになりますので、こちらからは概要的な説明をさせていただきたい。

公の施設は、平成15年に地方自治法の方が一部改正をされました。

その中で、従来、管理委託制度という制度があったわけですけれども、この制度が廃止され指定管理者制度が創設をされております。この新たな指定管理者制度ですけれども、民間業者も施設管理者の対象となると。公の施設のサービスの向上や管理経費の縮減など効果を発揮するものと期待されているということでして、旧制度、従来の地方自治法では、公の施設の管理は、直営と管理委託、大きく分けて2つに分かれております。

直営・業務委託と書いておりますけど直営、すなわち市が直接管理し、その一部については、例えば清掃業務のようなものを委託するというのも含まれると。業務委託というのが直営の中に含まれますということで、主体的には市が管理をする方法と、それからもう一つは、管理委託制度という2つの制度に分かれておりました。

これが、地方自治法の改正によりまして、公の施設が直営・業務委託、これは従来どおりです。管理委託制度が指定管理者制度に変わっております。

次に、第I章のところの地方自治法の改正理由というところですけれども、指定管理者制度というのは、公の施設の設置目的を損なうことなく適切な管理を確保した上で、この限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることができる様にしたものです。

まず、受託者ですけれども、従来の管理委託制度の場合には、公共団体、土地改良区等です

けど公共団体、それから公共的団体、これは農協等が、自治会等が含まれます。

それから、政令で定める出資法人、2分の1以上の出資法人等に受託先が限定をされておりました。これが指定管理者制度は、個人以外は可能ですよ。法人、その他団体、法人格も有する必要はないということとして、個人以外は指定管理者制度の対象となるということです。

次に、法的性格ですけれども、管理委託制度では公法上の契約関係となってまいります。

指定管理者の場合は、指定により公の施設の管理権限の指定を受けた者に委任する者、すなわち管理代行というような形になってまいります。

公の施設の管理権限で、その下に①、②、③と分かれていますけれども、①施設の使用許可、これが非常に、指定管理者制度と管理委託制度の違いで一番大きいところですけれども、施設の使用許可は、従来の管理委託ではできませんでした。しかし、指定管理者制度は、指定管理者が施設の使用許可を直接行うことができるようになります。

基本的な利用条件であるとか不服の申し立て等、これにつきましては、管理委託あるいは指定管理者どちらもできないということで従来どおりです。

公の施設の設置者としての責任ですけれども、事業者に損害等を与えた場合どこに責任があるのかということですけれども、どちらも同じで地方自治体の責任となってまいります。

次に、利用料金制度ですけれども、管理委託、指定管理者、いずれもとることができますということで、これも両方式で変わりはございません。

次に、先ほどありました直営の中、市が直接管理をする中で、一部業務委託というのがございました。その業務委託と指定管理者制度の比較をしております。受託主体ですが、業務委託の場合には特に限定はありませんが、議員、市長につきましては、役員等になつたる会社等はできないというような自治法上の制限は若干あります。

指定管理者につきましては、個人以外は可能というようなことになります。

法的性格ですけれども、業務委託の場合には、私法上の契約関係、指定管理者制度の場合は管理代行ということになっております。

公の施設の管理権限ですけれども、業務委託の場合には、設置者たる地方自治体が有すると、それから指定管理者の場合は指定管理者が有するようになります。

施設の管理者ですが、区になっておりますが、これは地方自治体が設置する、それから指定管理者の場合は指定管理者が設置するということです。

指定管理者制度への対応で、指定管理者制度への導入の流れです。

まず、公の施設の管理の見直しということですが、本来は管理の見直しの前にその施設が必要かどうかということも当然のことながら検討していただいてその上で、必要なものについての管理の方法についての検討を行うという手順があるわけですけれども、管理の見直しを行う中で、指定管理者の検討委員会、管理方法が直接がいいのか指定管理者がいいのかというようなものの検討委員会を設けております。そこを経て直営でやるのか指定管理者制度でやるの

かということを決定し、指定管理者制度でやる場合には、次に、いわゆる設置条例の改正であるとか、それから予算を組むようになります。予算については、指定管理料を伴うものは指定管理を、あるいは複数年にわたって契約をお願いする場合には債務負担行為ということで、こういうふうな予算についても影響が出てまいります。

次に、候補者を選定するわけですけれども、非公募による場合と公募による場合、この2つに分かれます。そこで、候補者が上がってきまして、それを指定管理者の検討委員会で指定管理者の候補者を選定すると。ここの段階では、あくまでも候補者を選定することになります。候補者が選定されましたらそれをもちまして議会の議決をお願いするようになります。

議会で議決をされて、指定管理者の場合は管理代行ということで契約ではございません。

しかし、いろいろと問題点も詰めていかなければならない点もたくさんありますので協定書を締結し、その後管理を実施するという流れになってまいります。

次に、2番目の制度導入についての基本的な考え方ですけれども、指定管理者制度はこれまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者の施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや民間業者等の能力が発揮されることで、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとっても市民サービスの向上を初めとする合理的管理が望めるなどメリットが見込まれますと。

従って、この制度を十分活用することで、指定管理者制度の導入が可能なすべての公の施設について、制度の導入を前提として検討するものです。

ただ今回の指定管理者制度の導入に当たりましては、地方自治法の従来の管理委託制度が廃止されることで、この9月からは新しい管理方法に変更しなければならないということで、そちらの見直しが残念ながら中止になってしまいまして、直営の施設について、十分な必ずしも検討ができていないというのが現状でございます。

従いまして、今後、指定管理者制度の導入あるいは施設そのものの見直し、それから現在の指定管理者を指定しているものについても非公募のものがたくさんございます。

選定の仕方についても、今後また見直しをしていかなければならぬと考えております。

それから、指定管理者の公募の関係ですが、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者となろうとする法人、その他の団体を公募するものとするということで、先ほども原則公募ということを書いておりました。

しかし、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるような場合など公募しないことに合理的な理由がある場合はこの限りではありませんよということになっています。

実際、今回の指定管理者を検討したものにつきましても、利用者が一地域に限定をされているような施設がたくさんございます。かつその施設を地元の区町内会が管理しているような

施設がたくさんございます。このようなものにつきましては、地域の活力等々の関係から公募をしておりません。また、利用料を取っていないような施設がたくさんございまして、実際に指定管理者制度という制度があっても公募しても申し込みが見込めないものについても、現在の管理者に指定管理者になっていただくという方法で意向を図っているのが現状です。

それから、指定の期間です。指定の期間につきましては、複数年度ということで、赤磐市の場合には、現在、3年から5年でしておりますけれども、この9月から指定管理者に移行するものが多いんですが、平成21年3月31日ですから、今約2年7ヶ月ほどの指定期間ということ。

制度の導入の手続ですけれども、基本的には、指定管理者の募集に当たっては制度の趣旨を考慮し、原則として、あらかじめ指定管理者の要件範囲を限定しないこととするとなっておりますけれども、ただし法令等で制限がかかる場合は仕方ありませんよということです。

指定管理者の予定候補者の選定ですが、選定組織としましては助役、各部長、教育次長、各支所長で構成しました検討委員会を設けておりまして、その中で検討をしていただきとると。

選定基準につきましては、利用者の平等な利用の確保であるとか施設の効果的な活用と経費の縮減、あるいは管理を安定して行うだけの物的あるいは人的な能力を有しているか、あるいはその団体の経営状況は大丈夫か、それから意欲、熱意は持っているかというような一般的な基準、それとあわせてそれぞれの施設について独自の基準を設けることで選定を行う。

指定管理者の候補者が選定できましたら指定議決で議会の議決をいただくようになります。公の施設の名称、所在地、指定期間等についての議決をいただくようになります。

それから、選定に当たっては、議会で議決がありましたらそのすべての団体に、公募の場合がほとんどですけれど、複数になるのは公募の場合だけですけれども、それぞれに通知するということになつります。

協定の締結ですけれども、契約は必要ございませんけれども、事業報告書の内容、提出期限あるいは管理経費の額とか支払い方法、物品の帰属、減免の取り扱い、リスク管理・責任分担、事務引き継ぎ、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取り消しなど管理業務を実施していくに当たりまして詳細に決めておかないと後でトラブルになるということがたくさんございます。そういうようなことは、協定書を締結して明確にしていくものです。

(3)の指定管理者の選択と書いておりますけど、効果の検証とか指導の関係になるわけですが、指定管理者におきましては毎年度終了後に、管理業務に関する事業報告書を提出していく様子です。また、事業計画につきましては、詳細な事業計画について予算の編成までに指定管理者と設置者が協議をして2年目以降は決定をしていく形になります。

それから、事業の評価で、指定管理者制度による効果を検証するために、毎年度事業評価を行うことになっております。

指定管理者の指導で、制度の効果の検証、評価の結果に応じまして、例えば施設が効果的に利用されているか、サービスが向上されているか、経費の節減が図られているか等々いろいろ

な評価結果に基づきまして、指定管理者に適切な指導を行っていくことになっています。

検討組織ですが、総合的な全般的なことについては総務課が行っており、それぞれの公の施設、それぞれの個々についてはそれぞれの部署が管轄。

第Ⅲ章の指定管理者制度の導入の現状ですが、実際に、指定管理者制度が実際に動き出すのが、ほとんどの施設がこの9月からです。従いまして、どういうふうなメリットがあるいはデメリットがというのがまだ検証できてないというような状況ですので、一般的に言われているメリット、デメリットについて、若干説明をさせていただきたい。

まず、メリットですが、民間業者等の能力が発揮されることにより、施設機能の充実と市民の満足度を高めることが期待できる。あるいは、休館日、開館時間の設定などが市民のニーズに合った柔軟な対応が期待できる。それから、議会で指定管理者の指定のための議決が必要となり、今後は定期的に議会の場で協議をされることで、行政というか市がもう勝手に管理者の指定をしてというわけにはいかないということです。

それから、公の施設の使命の明確化、意義を再考し、その他その施設が本当に必要か、あるいは統廃合等はできないか、あるいは公的費用の負担はなぜ必要かなどを問い合わせ直す機会となるであろうということです。

毎年度事業報告書、計画書の提出によって定期的に事業内容を審査でき、効果的な施設運営が期待できるメリットがあるということで一般的に言われております。

それから、デメリットあるいは問題点ですが、法改正があり、丁度赤磐市の場合も合併の時期と重なってしまったことで、合併後取りかかったて、非常に期間がなくなってしまったわけですけれども、急ピッチに法の改正がなされたというか、その合併との絡みもありまして、導入における効果や問題点について、余り実証とか検証ができていないのが現状です。

指定管理料の設定など相互が納得する経営システムが構築されていない。

消耗品費や修繕費、修繕工事等のリスク分担の境が明確でない。期間限定になりますので、専門性に優れた優秀な人材を指定管理者も確保が難しい問題がございます。

経費節減の名目で、従業員の賃金、低賃金とか脱法行為等が起こりやしないか懸念をされております。

民間業者等の参入は個人情報保護において、守秘義務の徹底が懸念されることで、いろいろと、もとは行政が持っていたような情報を指定管理者が持つという部分も出てきます。

その辺の扱いが懸念されるということです。

指定管理者選定方法・基準の不透明性、それから、外郭団体等職員の雇用問題で、従来管理委託でやられておった団体の職員等の雇用の問題も出てくるであろうと。

それから、指定管理者制度のメリットのない施設も対象となっているということで、法律上どこまでを想定してつくられたのかよくわからないわけですけれども、市町村におきまして末端の小さな公の施設につきましては、なかなか指定管理者制度になじめない部分もあるのかと

いうことも問題点ではないかと思われます。

制度導入の今後の方向性ですが、当面直営とする施設については、それぞれの所属部署で施設の使命・目的を確認し、施設の必要性、現在の直営が適切であるかどうか、指定管理者制度の導入はどうかを検討しまして、いずれにしましても、市民に説明責任が果たせるかどうかで、検討を今後も進めていく必要がある。

指定管理者が行う施設管理の評価については、事業報告書及び事業計画書に基づく管理評価と利用者の視点からの評価、施設の設置目的からの評価などから、その施設に相応した管理運営ができるかどうかを検討をしていくこととなります。この2番目につきましては、2回目以降の指定管理者の選定にも生かされるものということに考えております。

○議長 一たん切りましょうか。これから後に、赤磐市の自治体の公の施設の管理の現状について御説明があるかと思いますけれども、あらかじめ指定管理者について、委員の皆様に御理解いただいた方がよろしいかと思いましたので、まず指定管理者制度の中身についてどういうものなのか今説明があったわけですけども、この指定管理者制度、ここで理解をきちんとしていただきたいということで、御質問などありましたらお願ひしたい。

今回の民間委託の推進の中では、特にこの指定管理者制度の話というのが一番大きなポイントでありまして、先ほど説明がありましたように、地方自治法が2003年9月に改正になりました9月2日から施行になりましたこの指定管理者制度によりまして、これまで管理委託されてたものですね、公の施設で、プール施設だとか集会施設だとかいろんなものがあったわけですけども、そういう管理委託されたものが指定管理者ということで、新たに別の仕組みに切りかえられたということあります。法律上、この2006年、今年ですけども、9月1日までに、管理委託されたものを直営にするのか、市が直営でやるのか、それとも指定管理者の施設としてやるのか、これを分けしなければいけないというそういうことがありまして、その制度がじゅうとういうものなのかということで今説明があったわけですけども、何かこの指定管理者制度につきまして御質問等あれば、お願ひしたい。

私の方から質問させていただきますけども、旧制度と新制度の違いというのがありますて、これまで公の施設というものは直営、そして業務にしてもとを管理委託にしているものとあったわけですけども、それが今回は管理委託のところが指定管理者制度になったということなんですが、ここに業務委託という言葉がありますね。業務委託と管理委託というのはどういうふうに違うのか御説明いただけたら、より指定管理者制度の話がわかりやすいかと。

それから、指定管理者制度は、管理委託の場合はこの契約関係ということなんですが、指定管理者制度は行政処分としての指定であるとここでは書かれているんですが、このあたりも一般の方にはわかりづらいことだと思いますので、もう少し掘り下げて説明いただけたら。

○事務局 業務委託と管理委託の違いですけども、基本的に、公の施設を委託するときに、直接市が運営をしていく場合と管理を委託する場合とがございます。

管理委託というのは、全般的にもうその施設の管理をお願いするんですよというような大まかに言って考え方です。直営の中の業務委託は、市が管理するんですが、その中の一部の作業について、業務について委託をします。全体的には、運営は市が行なっていきますけれども、その中で、例えば清掃業務であるとか警備であるとかそういう部分的な業務についてのみ委託をします。全部を委託するのは直営じゃないですから、そのうちの一部を委託しますというふうに御解釈をいただければ。

○議長 指定の意味ですね、はい。

○事務局 指定の意味も。

○議長 行政処分としての位置として指定というふうにありますけれども、これは契約関係とは少し違うというふうなことを、そこのところも。

○事務局 管理代行というような形になってまいります。その下にも書いてありますけれども委任ということで、受任者がその権限を委任され、その事務については、受任者がもっぱら自己の責任において処理することになります。

それともう一つ、従来認められていなかった使用許可等が認められるようになったと、そういうふうな行政処分もできるようになったことで、指定という、これも行政処分になるんですけども、そういう権限を持たせた中で管理を代行するようになる。

管理委託については、一般上の公法上の契約、また私法上の契約とかというのも出てまいりましたけれども、国と市民との関係を記述する法律ということで、刑法とか等々あると思うんですけども、そういうふうな契約関係になってくるのが管理委託ということですが。

○議長 1つは、業務委託というのはあくまでも市が直営というそういう範囲の中で、一部、いろんな施設を管理するためには、清掃であるとか警備であるとかいろんなことはあるわけですけども、その一部を業者が請け負うというようなそういう形でやる場合、こういうような場合は業務委託という言い方をするわけですけども、管理委託というのも全般的に全部やってしまうことがあります。これまで、公の施設が直営でやってその一部を業者に清掃など任せてたわけですけども、それを管理委託という形でやっている施設もあったわけです。

その管理委託をしている施設につきまして、今度は指定という形でやり方を変えたと。指定というのは、要するにこれまであくまでも行政が責任を持っているわけですけども、その業務の範囲もすべて逐一行政が関与してたわけですけど、指定しましたらその管理権限といいますか、それをすべて民間に、受けた業者に任せてしまって管理権限を移す形で、ある面、管理委託の時代に比べると比較的自由にいろんな裁量持ってやれるということができるようになるというのが、この指定管理者制度の大きな違いでありますて、これまで公共団体と、そして農協、自治会などのような公共的な団体とかそういう者しか公の施設を管理できなかつた者が、個人以外はもうだれでもいいというか、NPOとか民間企業も含めてできるようになったと。その主体が、受けられる仕事も管理権限を委託しますので、かなり管理委託の時代に比べ

ると自由に行えるようになりますて、例えば体育館などでもこれまで5時で終わってしまったということでも例えば午後10時までやれるとか、そういうような形で、非常に住民のニーズに合った形で公の施設が利用できるようになる、そういうふうな仕組みをつくろうというのが、今回の指定管理者制度の一つのねらいでありますて、それをこの9月1日までに、公の施設をどちらにするか、直営か指定管理者かで決めなきゃいけないということで、なされたわけ。

○委員 この公の施設のこれ管理だけなんか、運営もこれできるんかできないのか。例えばあの文化施設とか体育施設で例えば教室を開くとか、お金を取ってやる方法もできるのかできないのか、あるいは講座文化施設なんか、講座を新たに起こしてそういう使用料を取ってやることができるなんかできないのか。

○議長 今のは管理の中身ということになりますけれども、よろしいですか。

○事務局 管理の中身につきましては、施設の維持管理もありますし、それから施設の運営という部分、ですから今の講座を開くあるいは利用料を取ってやるというようなことも今度の制度では可能となってきます。

○委員 委託者が独自に講座を設けたり教室を開いたりすることができますか。

○事務局 可能です。協定を結ぶ中で、どれだけのことを指定管理者にお願いするかというのもあるんですけれども、ソフト的な部分はさせないというようなこともありますし、逆にソフト的な部分も含めてすべて指定管理者にお願いするというようなこともありますから。

○委員 その場合ですけども、例えばどのぐらいで委託というのか、例えばいろんな講座を設けたり、いろんな教室を設けたりしてみんなに利用してもらうというのはいいことなんですが、ほんなら使用料は市の方へ入るんですか、やった人の方に入るんですか。

○事務局 使用料というか利用料の関係については、これもまた協定書の中の取り決めということにはなりますが、市の収入とすることもできますし、指定管理者の収入とするということもできるということで、逆に言えば、指定管理者が頑張れば自分の儲けが大きくなるというようなことも可能。

○委員 そういう施設を皆さんに利用していただくというのもいいと思うんですけども、やればやるほど効果が上がってくるという努力を認めてもらうためには、そういう業者の人に上げてもいいと思うんですけども、ただその場合に、需用費とか維持管理費がたくさん要ると思うんですけども、やればやるほど、時間を延ばしやあ延ばすほど、今の光熱水費とかそういうものがたくさん要ると思うんですけども。

○事務局 施設や指定管理者がどう、例えば公募した場合にどういう条件で申し込んでられるかという辺によって非常に大きく異なってくると思うんですが、最低限の今市が直営でやつとったんと同じぐらいのもので経費を削減してきますよというような提案を出してこられるところもあると思いますし、いやいやうちはもっと住民の方のニーズに合ったものということで、もちろん経費はかかるわけですけれども、休館日をなくしますよあるいは時間を探くまで

あけますよというようないろいろな提案をされてくると思うんで、その辺はそれぞれの指定管理者をこちらが指定する場合もありますし、公募してこられる場合なんかは特にそれぞれの相手の考え方次第。

○委員 それぞれ業務委託とか管理指定とかを決められるのは行政の人の判断に任せてやられるんでしょうか。その行政の人の判断というものは大変難しいもんだろうなあとと思って、どういうふうなところに観点を置いてそれを決めていかれるんだろうかなあ。もしかこういうふうなことが出ておるんだけれどもというて、もし質問された場合に答える方法が、そのところ教えていただきたい。

○事務局 指定管理者、直営にするか指定管理者制度、現在、これからも9月1日からは管理委託という制度なくなりますので、直営か指定管理かということになるんですが、その方法の検討については、まずそれぞれの公の施設の担当部署があります。そちらで、今後どういうふうにしていけばいいのかというのを検討させていただくようになります。その中で、いやこれは直営でやった方がよからうとあるいは指定管理者でやった方がよからうというようなそれぞれの担当部署の結論をもって選定委員会に諮ります。その中で、その方法がいいのか悪いのかを検討した後に、指定管理者制度をとる場合については、もう即それじゃあ指定管理者にしようというここを、例えばAという人を、Aという団体を指定管理者にしようというようなことは直接的にはできない。候補者を選定することは行政としてできるわけですけれども、そこを指定管理者に指定しようと思えば議会の議決が必要、議会の中で検討いただいたて承認をいただかなければ指定管理者として指定ができないというようなシステムになっておりまして、勝手に内部だけで決めてやるんですよというわけにはいかないようになつります。

ただ、今回の場合、管理委託制度が法律の期限の関係で、今年の9月までに、とにかく管理委託制度から直営あるいは指定管理者制度にしていかなければならないということで、そこらの部分に重点を置かれたということで、内部的に必ずしも十分な検討ができたのかと言われると苦しい部分もあるというのが実情です。

○委員 ありがとうございました。

○議長 そのほかにありますでしょうか。

○委員 例えば公民館なんかは管理者制度をもう導入するとして、公民館は公運審というのがありますね。ここでいろいろ条件が定められたりなんかします。そういうのはどういうふうに、それぞれの施設によってはそういう条件をクリアしなきゃあいけん場合が多くあると思うんです。社協が今管理してもらってる福祉総合センターかなあ、総合福祉センターかなあ、これなんかは内輪だから、ある程度お互いに話し合っていってクリアができると思うんですけど、こういう条件がある場合にはどういうふうにクリアしていくんだろう。

○事務局 指定管理者、公募する場合じやがない場合がありますが、そのときの条件になると思うんです。ですから、そういうふうな私として考えるのは公運審なんかでいろいろと議論

をされてこういうふうな運営をしていきましょうというようなやり方をとっていくのか、あるいはもう完全に任せていくのか、大きく分けて二通りあると思うんですけれども、任せる、あちらの指定管理者の提案に任せる場合と、やはり行政あるいは公運審等、公民館でありや公運審ですけれども、そちらの方の考えも入れていこうということは、初めの条件の中でそういうふうな条件を検討し、入れた中で運営をしていきましょうよというふうな協定を結べば、その中の、公運審の中での意見というのも生かされるんじゃないかと。

○委員 相手は、公募してこられる方は民間ですよね。利益を追求していくわけじゃから、一つの条件があつたらその条件でいわゆる利益を追求しながら、行政側のいろんな要請も酌みながらというのはなかなかこれは対応というのは難しいと思う。基本的な利用条件の例えは時間制限なんかとか、こういうのは議会で議決してやるとかという、片一方では民間に指定管理者でお願いしといて片一方じやあ運営時間をこちらでくくってしまうというようなことなると、ほかの関連施設とのバランスから考えてもなかなか難しいと思うんですよ、営業時間とか、その辺も行政サイド、これから導入していろいろ肉づけして検討はしていくんだろうと思うけど、こういう部分も難しいとこがあるんじゃないかなあと、採算を考えると。その辺もう少しこれ柔軟なことも考えていいかなとなかなか難しいかなあと思うんです。

もう一つは、指定管理者が、下請から孫請へ出してプール事故が起きたりとかというようなことがあつたりして、こういうことも未然に防ぐ方法もやっぱり考えていかにやいけんだろうというふうに思うんですけど、そうなるとなかなかこの採算がとれるとれんで、なかなか参加してもらうのは非常に難しいと。非公募はもう幾つもあるわけでなれておられると思うんですけども、公募になると、その辺の調整というのは非常に難しいと思う。それは先進地でよく調査されれば、ある程度のことはクリアできると思うんですけど、それでもまず行政の公務員が考えることと民間の行政の考えることとは大きな差が出てくる。果たしてその辺の調整がうまくいくだろうかなという不安があるんですけど、その辺はどんなですか。

○事務局 机上でこうやって話をしているのと、実際にそれぞれの施設で細かく検討を進めていく中で、非常に返りが出てくるという部分はあると思います。

例に挙がった時間の関係なんかにつきましては、これはもともと、御存じのように設置条例がございます。その中で、利用時間、開館時間等は定めるようになりますから、そういう協議の中募集して、例えばAという業者がもうそりやあ夜10時まででもやりますよというようなことで仮に行けるんであれば、条例もそれに合わせた改正をしていくというような手続が必要になろうかと。

それから、昨今問題になっているプール等の問題がありましたけれども、ああいうのも非常に本当気をつけていかなければ、任せてしまうと非常に大変なことになるという中で、その辺も協定書なり何なりで非常に細かく調整をしながらやっていかなければならないと思います。

やはり成功例として挙がつるもんと、やはり失敗をした例というのもございます。

今後、指定管理者制度が各地で入ってきましたんでいろんな事例が出てくると思うんで、その辺も見ながら、先走りが必ずしもいいとばっかりも言えんような例も出てますので、その辺もいろいろ情報収集しながら、今後取り入れていけたらと。

○委員 制度を導入すると、基本的な考え方というとこの中の指定管理者の要件、これ範囲と書いてあるんだけど、具体的にはどういうことを意味してるんですか。要件。

○事務局 これについて、特に何がというのを想定しとるわけじゃないんですが、1つは、基本的には、そんな変な要件はつけずに広範囲に手を広げて募集をしましょうという意味。

その中で、それぞれの個々の法律がかかってくる施設もございます。そういうものとの整合性をとる中で、どうしても限定をせざるを得ないというのも中にはあるの、赤磐市にそれがあるかどうかというのをはっきりわからないんですけども、そういうもんが出てくる可能性もあるということで、要件あるいは範囲ということで書かせていただいておりました。

これが、具体的にどうのという状況までは把握ちょっとできておりません。

○委員 この辺のとこのあいまいさは、この制度のいろんな問題点が出てくるところじゃないかなあと思う。せっかく一つの方向を定めてやっていこうとするならこういう、何かというようなもうこの要件の範囲というものをきちっと明確にする必要があるんじゃないかな。

そうしないと、何か起きたときに、後で気がついておっとっとじゃあこれはもう取り返しのつかんことになるんで、この辺もきちっと、制度を導入するには、こういう要件というものはこういうことなんだということの明確さをちゃんと示す必要があるのでは。

○事務局 要件の中でも言われるようにおっしゃるとおりなんですけれども、要件、募集するときの要件と、それからもう一つ、協定を結ぶときの要件というのがあると思うんですけど、募集をするときには、極力要件を定めない。募集要項の中で、仕様書の中で、もちろんこういうことが要件ですよというのはあるわけですけれども。それと、ここで書いている要件というのは余り変な制約はかけませんよという意味で書かせていただきたいんですが、ただ今言いましたように仕様書あるいは協定書の中では非常に明確にしておかなければ今回のプールの問題もそうですし、いつでしたか、公園のプールで屋根が落ちたというような事件もありました。あれもたしか指定管理者だったと思うんで、そういうときの責任をどうするかというような辺もしっかりと仕様書あるいは協定書で確認をしていかないと、本当非常に大きなトラブルになってくるんで、非常にその辺が重要な部分だと思います。

○議長 今指定管理者制度について理解を深めていただくという趣旨で質疑を少ししていただいたわけですけども、抽象的に審議してましても余りわかりづらいと思いますので、これから赤磐市で指定管理者制度に基づきましてどういうふうな指定状況になったのかということで説明をしていただきまして、そこでイメージをクリアにしていただければ。

○事務局 それでは、公の施設の管理の一覧表ということで、赤磐市の公の施設がどういうふうな状況かというのをあらわしております。公の施設というのが245施設あったわけです

が、集会所であるとか広場とかというのが、一番左側の列がそれぞれの内訳の数です。

それから、18年3月31日というのが一応基準で設けておりますけれども、その管理委託が許されている時点、現時点での状況というのをそれぞれにあらわしとりますと、その時点では管理委託が100、それから直営のものが139、それから既に指定管理者制度、15年に法律改正されてますので、旧吉井町で3施設ほど既に指定、合併当時も指定管理者になっていたものがございます。それが3施設というような状況です。

6月議会後と書いてありますけれども、これが平成18年9月、この9月以降の管理がどういうふうになったかというので見ていただきたい。

まず直営が146施設になります。もともと100施設ですから若干増えとる。管理委託を直営が139ということですから、若干増えとるということになっています。この(2)というのは、一応直営というところに入れさせていただいたんですが、公の施設としての目的がなくなったということで2施設ほど、吉井児童館と赤坂観光センターですか、この2つの施設については、目的が達成できたらというか、もう施設の目的があそこにある必要ないということで普通財産に落とします。その関係で、数字上は直営、その残った施設は市が管理しとるということで直営のところに入れさせていただいた(2)ですけれども146、指定管理が40、地元へ譲渡というのが、あと利用が出てきますけれども、地区の集会所がございまして、その関係が、地元へということで、もう地元にお任せしようということで管理以外のとこへ載っております。

管理委託であったものが指定管理者になるのが34施設、それから管理委託から直営になるのが16施設、それから直営から直営が12施設と。それから、直営であったものが地元へ行くのが7施設、管理委託から地元へ譲渡するのが52施設と。直営から廃止というのが、2施設。

それから、直営から指定管理になるのが2施設。新規というのが、新たにこの4月1日以降市の施設になったものでございますけど、指定管理になったのが1施設。それから、同じく同じように4月1日以降市の施設になったもので直営になったのが1施設という形になっております。内容的には次のページからになるんですが、管理区分、変更区分ということで、管理委託あるいは直営から指定管理者に移行したものというのが赤い色がついております。

それから、従来管理委託であったものが直営になったものが緑色。

それから、直営あるいは管理委託から地元へ譲渡あるいは用途廃止になったものが黄色。

まず地区の集会所ですが、これにつきましては、本来、地元地区が利用されておりますコミュニティーハウス、例えば馬屋中なら馬屋中が利用しているような地区の集会施設です。

これにつきましては、元来地元の施設ということで、そちらへ譲渡となってます。

その中で、赤で指定管理がついておるもののがございます。これにつきましては、その施設をつくるときに補助金をいただいて施設を建てております。その関係で、補助金適化法の関係などで、まだその年限が過ぎないものについては、一応地元へというわけにいきませんので、指定管理者制度を使わせていただいて、実質的に指定管理者に指定したのが地元の地区なわけで

すけれども、とりあえず指定管理者という形にさせていただいております。

この緑色の施設は、広域的な、地区というよりはもっと広域に利用しとる集会所ということで、直営で1地区だけにお任せというわけにもいかないので直営にしています。

広場の関係ですが、地区に、名称は先ほどの集会所もあったんですが、それぞれいろんな名前がついてます。名前だけ見てもよくわからないようなもの、特にこれからあと産業施設なんかになると、非常に名前見ても何の施設かよくわからないというようなものがたくさん出てくるんですけども、まず広場的なものですけれども、これも地元の中の広場と、地元だけが使っているようなものは地元に。

緑色は、広域的なもので直営になつたりますし、下の2つにつきましては、従来から管理委託ということで、地元にお任せをしておったという経緯から、指定管理者で地元に管理をお願いしたという施設になつります。

都市公園すくとも、都市公園の関係につきましては、一応すべて直営の形になつります。この公園につきましても、ふれあい公園のような施設から普通の公園、だれもいない、だれもいないというか、管理者等が常時おるような施設じゃない公園までいろんな公園がございますが、現時点では都市公園につきましてはすべて直営の形になつります。

その他の公園ということで、都市公園以外の公園です。いろんな名前がついておりますけれども、直営になっているもの、それから黄色なものは、従来直営ということで管理をしておりましたけれども、それぞれ地元の公園ということで、実はこれ桜が丘西の方もそういう形になっております。東の方も統一的な運用で地元の方へ移譲しております。

赤い指定管理者につきましては広域的なもので、それぞれのある行政区のところ、あるいは下の113番の方は財産区の土地に県の方が事業でつくったような公園でして、その財産区の方へ指定しまして指定管理者をお願いしとるという形になっております。

青色がついとるのは管理委託から直営になったものが多いんですが、オートキャンプ場というのがありますけれども、これにつきましては、今年4月から県から譲り受けたもので、これにつきましては、運営等の状況もはっきりわかってない中で指定管理者へというわけにもいきません。現在、1年間直営でやる中で、今後の管理方法を検討している施設です。

産業関係すくとも、名前を見ただけでは何の施設かわからないようなもんがたくさんあるわけですけれども、基本的に、ある地区がほとんど使つとるような施設につきまして、従来管理委託等でやっておったようなものはそこを指定管理者として、地区あるいは組合等を指定して管理をお願いしとるという形になってます。

14ページが、これは産業関係の施設の続きですけれども、この中には、3カ所の指定管理者制度であったもの、それから新たに指定管理者になったものということで、このページは地元以外のところが指定管理者になつとるようなものが、上がっております。

次に、体育施設の関係すくとも、これにつきましてもほとんどが現時点では直営のま

の形になつとりまして、一番下の赤坂運動広場のみ一部管理委託をお願いしとりましたけれども、現時点ではすべて直営という形で運営をしとるということで、ほとんどが、現時点では従来どおりの直営という形になっております。

それから市営住宅につきましても、すべて直営という形で運営をします。

公民館等の関係ですが、これも一部管理委託になつとるもののが直営になつりますけれども、ほとんど直営という形で、現時点では教育施設については運営しております。

福祉施設、保育園等の関係、福祉施設関係ですが、直営のものと、それから一部指定管理者制度に移行したものとがございます。社会福祉協議会にお願いをしている3施設、それから、あかまつ荘、吉井高齢者生活福祉ホームは、この施設につきましては公募をいたしまして、現時点指定管理ということになっておりますけれども選定中ということで、今度の9月の議会で議決をいただいて初めて指定管理者先が決まるという形になっています。

別でA3の紙で指定管理者の指定一覧表をお配りしていますが、指定管理者に指定した施設の関係で、その施設をだれが、管理は指定管理者に指定されているかを一覧表にとります。

指定管理者、それから指定期間ということで上げさせていただいとります。ほとんどが18年9月1日から21年3月31日までの指定期間ということになっておりますけれども、一部、社会福祉協議会の関係が3施設、総合、8、9、10の辺あたりですけれども、このあたりが8月1日からで、1ヶ月早くスタートをしております。

それから、赤坂天然ライスとアグリという施設がありますけれども、これも国の補助金をいただいとりますその条件等の関係から、補助金適化法等の関係から23年3月まで、この2施設のみ指定管理の期間が長いという形になつります。

それから、39、40の2施設につきましては、現在選定中ということです。

以上が赤磐市の施設の管理の状況ですが、事例まで続きましょうか。

○議長 引き続き御説明お願いいたします。

○事務局 まず、宮城県の多賀城市の総合体育館、市民プール、テニスコートの関係ですけれども、NPO法人の多賀城市民スポーツクラブというところにNPO法人ですけれども、指定管理者として指定しております。自治体とNPO法人という異なるセクターに属する両者が、さまざまな資源を持ち寄り、協働という形態によって、生涯スポーツ社会の基盤整備や価値観の創造をともに行う点が大きな特徴で、一番右側の方に3つほどメリットというか、こういういいことがありましたよというのが上がっております。

1番目の市民サービスの向上で、柔軟かつ効率的な運営によって事業のバリエーションが豊富となり、質、量ともに向上したことから、参加者の増加、満足度の向上が認められると。また、開館時間や申請手續などの時間延長が可能になったというようなメリット。

それから、雇用機会の創出で、このNPOの団体が10名の常勤職員と6名の非常勤職員を採用しておりますけれども、施設の保守点検や作業委託等市内の業者を積極的に採用し、直接、

間接に雇用の提供にもなつると。

3番目の行政運営システムの転換ですけれども、市が直接運営してきた業務をNPOと協働で取り組むことで、スポーツ担当の市職員が最大時15人いたそうですけれども、3名に削減が可能となったと。さらに、全体経費を大幅に削減することができ、また所要経費を抑制しながらも施設の開館時間延長が可能となり、利用者の増加が認められているという成功例です。

それから、奈良県の葛城市体力づくりセンターですけれども、この施設につきましては、指定管理者として、コナミスポーツ株式会社を指定しているようです。

効果につきましては、当初予定した会員2,000人の目標はオープン3カ月後には4,000人以上の会員加入を達成し、1年半を経過した現在も会員申し込みはあき待ちの状態にあると。

その理由として、近隣同施設にも劣らない、新しく明るい雰囲気の施設や、最新のマシン機器、指定管理者のノウハウを生かした豊富なプログラムや、平日は午前10時から午後11時までの幅広い利用時間、公設的な料金設定などが利用者に受け入れられたと思われると。

指定管理者制度の導入による影響は多大なものがあったという成功例です。

それから、東与賀町の図書館です。この図書館につきましては、指定管理者として、NPO法人佐賀市民活動サポートセンターが指定をされておるそうですが、これにつきましては、従来開館時間が午前10時から午後6時まで、月曜日が休館という運営がされておったようですが、指定管理者導入後は年末年始以外は無休で、なおかつ開館時間は午前9時から午後10時までの開館とし、利用者の利用時間を大幅に拡大したという事例が挙がっております、図書館にもぼちぼちと指定管理者制度が導入されているようです。

それから、介護予防拠点施設ふれあいサロンどうだんという岐阜県の富加町というところの施設ですけれども、この施設自体は15年4月ということにして、当時NPO法人というのがあったようですけれども、法律がまだ改正されてないことで、NPO法人じゃなく社会福祉協議会が間に入ったような形で運営が始まったそうです。指定管理者制度ができたということで、NPO法人「とみかのわっか」というような法人の方に指定管理者として委託をしたと。

これによりまして、指定管理者としてNPO法人を指定してからは直接連絡を取ることができるように連絡の行き違いがなく、管理運営においてスムーズな運びが可能となったと。また、NPO法人「とみかのわっか」においても事業の前面に出ることができるようになり組織が活性化し、会員数は法人設立当時の11名から24名に増加したと。NPO法人が成長することによりまして、当該施設における自主事業の展開が活性化し、さらに今年度からは新規に取り組む脳の健康づくり事業、認知症予防だそうですけれども、高齢者の学習サポーターとしてNPO法人が取り組むことができ、行政主導でない施設の運営につながっていると。こうしたことから、指定管理者制度の導入により各種団体の参画が可能となり、より行政と住民の距離が縮まり、双方のパートナーシップを築く原動力となっているという成功例です。

失敗例ということで、新聞からの記事という形になっておりますけれども、民間企業の指定

管理者が期限前に撤退ということで、昨年4月、これ06年というのは2006年だと思うんですが、06年2月11日の新聞でございます。昨年4月に指定管理者制度を導入した野迫川村の温泉宿泊施設「野迫川温泉ホテルハイ・タトラ」から、総合請負業者の大新東が契約期間を待たずして1月末で撤退したという事例でして、これにつきましては、地域おこしの全国モデルにしたいという意気込み、意欲を見せ、経費節減や東洋医学をコンセプトにした特色あるサービスなどを打ち出していたが、経営上の理由で撤退したいと村に申し出があり、村は受託したということで、指定期間満了を待たずに撤退してしまったというような事例です。

それから、川崎市の保育園民間委託、保護者ら抗議ビラ配布ということで、川崎市が市立小田中保育園の指定管理者への民間委託を保護者の同意を得られないまま進めている問題で、保護者らが5日、市のやり方に抗議するビラ約1,000枚を市役所前で配布したと。

これにつきましては、指定管理が始まる前ですけれども、説明が不足したということで抗議が出ておりまして、この川崎市におきましては、現在小田中保育園ほか3施設、4保育園において指定管理者の選定を行っているようです。それから、川崎市でも、この保育園以外に2保育園は既に指定済みということで、指定管理者制度へ移行しているような施設もあるようですが、この中原区については説明不足ということで問題になっております。

これも「指定管理者が撤退、市管理に」ということで、山梨県の牧丘町の保養施設オーチャードヴィレッジ・フフの指定管理者だったNPO法人が撤退し、施設の管理業務が市に返還されたことが1日わかったということで、撤退したNPO法人は牧丘芸術の丘。市観光課などによると、委託期間は2007年3月末まで1年残っていたけれども、萩原社長が体調不良などを理由に、今年3月末で事業撤退を決めたということで、萩原社長の方は、山合いの施設で集客が難しく、維持管理や芸術品の展示に予想以上の費用がかかったと、年間赤字が1,500万円から1,800万円にもなるということで撤退をされておりまして、この施設については、現在もどうも休業中のままのようです。市に返還ということですけど、休業中のようです。

それから、これも公募して委託費ゼロで業者が請け負ったんですけども、一転して500万円を市が負担しなければならなくなつたという事例です。下田市が4月に初めて公募で導入した農村体験自炊宿泊施設あざさ山の家の指定管理者制度で、市が負担する管理経費をゼロでよいとした市内の企業を選んで委託をしたにもかかわらず、入浴用ボイラーやトイレ浄化槽の設置で、市が新たに約500万円を支出しなければならないことが9日わかつたということで、あざさ山の家というのは、管理運営が従来は市の振興公社が担当し、その振興公社に年間1,000万円前後市が負担して運営をしておつたようですけれども、公募したところ、同公社などから3社の指定管理の申し出がありまして、その中で選定する中で、ゼロで市の負担は要りませんよということで申請を出してきた指定管理者を選んだようですが、結果的には市が負担をしなければならなくなつたという事例です。

それから、兵庫県養父市「個人情報流出、委託業者が全面謝罪」ということで、養父市営ケ

一ブルテレビの加入者名簿や課金名簿などの情報がインターネット上に流出した問題で、市は1日、市の委託を受けたプロバイダー会社近畿コンピューターサービスとのその後の対応や今後の運営方針などを示したということで、個人情報というものを指定管理者が取り扱うようになると、その取り扱いには十分注意しなければならないというものです。

以上がわかる範囲で拾った失敗、うまくいかなかった、あるいは問題が起こったような指定管理者の事例です。

○議長 それでは、時間がかなり長くなりましたので、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。私の時計で今3時4分ですので、3時15分まで休憩をとりたいと思います。

午後3時4分 休憩

午後3時15分 再開

○議長 3時15分になりましたので、会議を再開したいと思います。

先ほどの時間に指定管理者制度の概要と、そしてそれに基づいて赤磐市でどのような形で公の施設が指定管理者あるいは直営などに区分けされたのか、そして指定管理者制度の先進事例ということで、幾つかの自治体の実態についても御説明がありました。もちろん成功だけではなくて、失敗事例もあるということで出ておりまして、決してバラ色のものではないということを確認いただけたと思うんですけども、これから的时间は、民間委託の中心になりますこの指定管理者、赤磐市の今の実態ですよね、2006年9月1日現在では、きょう説明がありましたこの一覧表のとおりになる予定なんですか、これについていろんな意見を出していただければと思います。

初めに私の方でも付言しますと、今回のこの指定管理者の話というのは、やはりこの行財政改革審議会のこの会議の非常に重要なテーマの一つではないかというふうに思います。

と言いますのは、今赤磐市の財政も非常に、これから図書館だとかいろいろなものをつくるという形で大変になってくると思うんですけども、そういう中で物件費といいますか、公の施設の管理運営費というのは非常に大きく伸びておりまして、どこの自治体においても、やはりこの公の施設の管理運営、つくって終わりじゃなくて、これをどう管理していくかということが非常に重要な問題となっているわけです。

ですから、今回のこの指定管理の状況をご覧になりまして、まず必要かどうかということを含めて議論をしていただくということもここでは必要かなと思います。この会議でしか恐らくそういう話はできないというふうに思いますので、公の施設の今の現状、そしてその施設に対する管理の今の区分けのあり方、このようなところで忌憚のない御意見をぜひ出していただきたい。場合によりましては、きょうは取りまとめるとは恐らくできないかもしれませんけども、とにかく出していただきまして、それを次の会議などに反映させていただきたい。

○委員 さっきの説明、特に総論の部分の説明を聞いてると、私が最初の会議のときにも申し上げたように、これはつきり言って改革ですか。行政改革じゃない、財政改革でもないん

よ、これね、話聞いてると。法律が変わったから、それに合わそうとしていかに苦労しとするかという話はようわかりました。そういう話ばっかりですわ、はっきり言うたら。それではだめなので、土光さん以来もう何十年間続いてますけども、特に現業部門、国鉄やそれから専売公社ですか、そういうものが民営化されてきたかという歴史。やっぱりそういう中で考えると、もうこの指定管理者制度っていうのは、言葉はもうはっきり言うたらどうでもいいんです。

今会長がまとめられたような意味で、いかにコストを安くするか、その知恵として民間の要するにノウハウというか知恵をかりるというのが、多分法の趣旨だろうと思うんです。

細かい適用があるんじやなくて、法律が先にあるんじやないというのは、市役所の窓口でも言うんですよ。人間がおる、困つた者がおる、どうするかと、ならばこの法律をどう適用しようかっていうのがなかったら、はっきり言つてもう赤磐市の職員の資格がないとまで私言い切っていいと思うんですよ。だから、お金をもらって仕事をやつとるということは、実はそうなんであって、時代を先取りし、なつかつ今までの反省の上にいかに安く能率よく仕事をしていただくかというのが、はっきり言つたら我々が苦情として申し上げなけりやいけん根本かという部分を感じるわけです。

今説明した個人を責めとんじやないんです。そういう体質が実は公務員の中にある、それが特に経済的に能率的に効率が悪いんじゃないかというのが、今のやはり国を含めた流れなんです。だから、もっと積極的にこれを活用すればいいし、振り分けの問題じゃ実はないんです。いかに問題が起きないように経費安くできるかどうかというのが、実はこの言葉であって、いわゆる管理委託から指定管理者制度に変わるっていうのは、はっきり言っていつごろどういうふうに取り組まれたんかという話を聞きたかったけど、そういう話ないです。実に残念。

赤磐市の前から山陽町も含めて行政改革、財政改革というのは、よその市町村見てご覧なさい、早くからやつとるはずですよ。それでアピールするはずなんですよ。なぜできてないんかというこの辺をもう少し考えていただければ、こういう話には絶対ならないと残念でならない。もう個人を責めるんじゃないけど、市長もその辺頭を切りかえてもらいたいなというの、総論的ですけども私の意見です。

○議長 今のは意見ということでよろしいですね。わかりました。

そのほかにいろんな角度から御意見あると思うんですけども。

○委員 今回指定管理者指定一覧表を見させていただいても、従来管理委託で委託していたんだけれども、管理委託制度がなくなった、使えなくなると。18年8月末までに何とか直営にするか指定管理にするか決めないといけないから、慌ててというか、一生懸命指定管理にするか直営にするかの振り分けをして、何とか間に合いそうだというのはよくわかるんですが、指定管理については、だからこれから恐らく本当の意味での指定管理が生かされる制度になっていくんだろうなと。ここはとりあえず管理委託から指定管理へのその橋渡しを一生懸命やられて、何とか間に合ったと。これから指定管理の実が上がっていくようになっていくんだろうと

いうふうに期待を込めているんですが、この公の施設の管理の関係では、そういうわけで、まだまだこれから恐らく楽しみに見させていただいた方がいいんかなという感じなんですが、今回きょうのテーマの民間委託の推進ということで言うと、公の施設の管理をどういうふうにしていくかというのも一つの領域ではあるんですが、世に言う一般的な民間委託ですね、というのは必ずしも公の施設の管理委託とか指定管理という話だけではなくて、むしろ大変な分野っていうのがこの予算書の中を見てもあるんですが、例えばごみ収集の現業部門、直営でごみ収集をやっている部門、あるいは給食調理を直営で公務員として給食をつくっていただいとする部門、あるいは道路維持管理、公園管理、そういった部門に公務員の皆さんのが今直営でやつられる、そういう業務を民間に委託していく。まさに公務員がやつる分野を民間の業者にお任せして、それで人件費を下げながらコストを下げていくって、一番しんどい部分の民間委託の話が今回はあらわれてないんですが、これについては今後どういうふうに検討なさっていく予定なのかということをお聞かせいただければ。

○議長 今非常に重要な指摘をされたと思うんですけれども、きょうの話は公の施設を中心によっておりますが、ごみの問題とかいろいろサービスをこれまで行政がやってきたことをこれまでどおりやれるのかという中で、やはり民間主体がやはりそれを補完していくというふうな枠組みを、やっぱり考える必要があるんじゃないかということありますけれども、その点についての方向性のようなものを事務局の方お答えいただけますでしょうか。

○事務局 民間への委託ということについての公の施設の管理だけじゃなくして、いろんな事業についても取り組んでいくべきではないかという御意見でございます。

そういう中で、昨年度からつくりました行革大綱並びに実施計画ですが、今回の実施計画の中にも具体的にその事業についての民間委託という項目では載ってませんが、大綱の中の14ページに今の「民間委託の推進」というふうな項目で掲げてございますが、その中の大綱の中にも、まず1番に民間委託できる事務事業について、「民間の方が直営より経費削減ができる」というふうなことで、大綱の中には載せてございます。今回の実施計画の中には、具体的にこういった項目では上がってございませんが、それは今後もこの実施計画を進めていく中で、当然次回以降にも出てまいります事務事業の見直しであるとか、それからあと最後の財政の適切かつ健全な運営の中の施設の維持管理経費の見直しであるとか、全体的な中で取り組んでいくべきというふうに考えております。従いまして、先ほど御指摘いただきましたごみ収集であるとか給食センター、といった関係も含めて、今市で取り組んでおります事業についての、その中の民間委託がどういうふうな部分ができるか、いつごろできるか、といったことについても今後検討していくべきと考えております。

○議長 今の回答でよろしいでしょうか。

○委員 恐らくこれから、大綱の中にも盛り込まれるとということですので、検討していくだけるんだろうと思いますので、とりあえずお聞きして、頑張ってくださいというふうに申し

上げたい。

○議長 私も推進計画の中に盛り込まれてないというのは、非常にインパクトが弱いなどという感じをしておりまして、やはり大綱の中に盛り込まれているわけですから、やはりこれも実施計画の中にきちんと盛り込んで、進捗状況を見守る必要があります。この会議の中では、それを少なくとも意識して監視していくという形で、委員の御趣旨を生かしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長 我々行革の検討課題としては、予算の執行とか行政の執行について行革の提言をしていくんですが、公共用地や公共施設についても、これは当然その施設がある限り維持管理費も要るし、職員も要るわけですから、当然そちらの方の運営状況も監視、監督もしていかにやいけんだろうというふうに思うんです。

ここでいろいろ資料を出していただいて、机上でこれが直営なのか、これから委託をしていくのかということで説明を受けるわけですけど、やはり現実にその施設が必要なのか必要でないのか、いわゆる4地域で今までそれぞれの自治体運営をしてきたわけですから、同じような施設や同じような用地がほとんどそっくりそのまま残つとるわけですね。それをこの一覧表の中で全部示して、それでそれをこれから委託していったり、直営で運営するということの説明じゃあ、これは行革にならんと思うんです。やっぱり施設や用地を我々もやはりきちんと確認する必要があるんじゃないかな、その中でこれが本当に必要なのか必要でないかということも、提言すべきじゃないかなと思うんです。

それともう一つは、その施設やそういった土地がやっぱり形成されたときには、それなりの経緯経過があると思うんです。そういうこともやっぱり含めて検討して、これはもう縮小するべきじゃないかとか、削減するべきじゃないかとかということも考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

そういうことからいくと、やはり現地をある程度視察をして見る必要があるんじゃないかなと思うんです。そういうことをやはりした中で、全部これ見るといったら大変ですから、そういうわけにはいきませんが、例えば教育施設ならどことどこと見るとか、産業関係ならどことどこと見るとか、そういうふうに重立ったところを一遍4地域それぞれ我々委員が点検をしてみて、視察をしてみて検討することも必要じゃないかなというふうに思うんです。その中でやっぱり予算の削減につながったり、行財政の改革につながったりということも出てくるんじゃないかなと思うんで、その辺ひとつ会長、御検討を皆さんに諮っていただいて、やっぱり4地域、私もこの山陽町に住んで35年になるんですけど、まだよその地域のことわからんこともありますので、そういうことも含めて、その施設がどうなってるんだろうと、どのぐらいの利用率があるんだろうかということも知った上で、いわゆる内容の検討をしていきたいなというふうに思うんですけど。

○議長 非常に建設的な意見が出たと思うんですが、そもそも今審議対象になっているの

は、赤磐市が出されたこの公の施設の一覧表でありますけども、そもそもその前提として、この施設そのものが必要なのかどうかということがやはり問われるべきではないかと。ここでこの会議室の中でそういうものをいろいろ言っててもわからないということで、やはり施設すべてを見ることは、245もありますので無理ですけれども、主なものといいますか、ポイントになるものを見ることによって、我々委員もそのイメージがわくと。その中でこの施設それ自体が必要なのかどうか、それをここで審議してはどうかということなんですけども。

こういう行革ということであれば、やはり今後こういうランニングコストといいますか、こういうものがふえると予想されますので、ここあたりはひとつ重要なこの会議での課題かなというふうには思っているんですけども、ぜひ忌憚のない御意見を。

○委員 皆さんのお意見を聞いて、今現状ですね、現状とか、それから今後の目標というものをちょっと一、二、立てて、その目標に向かってそれぞれ進んでいった方がいいんじゃないかなと思うんです。年度ごとに、18年度本年度はこう、19年度、1つか2つでもいいから、その目標に向かって、それに私たちが一生懸命に頑張って、行政の方にもそれに一生懸命にやっていただければいいんじゃないかなと思います。

○議長 進め方として、その年度ごとにいろいろ目標を定めてということですね。わかりました。 1つ補足しますと、今回のこの一覧表というのは、2006年9月1日現在での区分けであります。これが未来永劫続くわけではないわけですね。現状を見て、場合によっては例えば直営であったものが指定管理者になることもあるし、あるいはその施設それ自体が廃止になることもあるということでありまして、ですからやはりこれから我々はこの会議の中で審議することは、そういう意味では決してむだではなくて、何らかの形でインパクトを与えることになると思いますので、もうこれは決まってしまってこれでもう終わりだと、意見交換してというようなことではなくて、これからこの会議の中で審議することが、やはり一つの大きな公共施設の整理といいますか、そういうものにつながっていきますので、皆さんお市民の代表でありますから、是非そういう視点で、今この245施設あるわけですけども、この状況でいいのかどうかということを意見いただければと。

その中でいろいろ意見が出てくると思いますけども、今委員さんがおっしゃったような目標といいますか、そういうものも出てくるかと思いますけども、まずは具体的にいろいろ考えていく必要があると思いますので、そこでいろいろと意見を言っていただければと思うんですが、今委員さんは、まずこの施設そのものを245施設、これを俎上にのせまして、現地調査なども含めて調査をして、そしてまた機会を改めてこの公の施設の整理ですか、そういうことを考えていこうということをおっしゃったわけですけども。

○委員 今ちょっと危険だなというふうな、今皆さんの話を伺ってて思ったのは、なぜかつていうと、人間不在の数字がひとり歩きしないようにこの行財政改革委員会は進めていかないと、禍根を残すことになるんじゃないかなって、それを一度みんなで心の中にもう一度とめ直

しをしておきたいなと思いました。

○議長 それはもう少し展開していただきますと、どういう部分でしょうか。

○委員 例えばですね、先ほど出ておりました給食施設だと、それからごみ処理施設だとあっていうので出ていたんですが、例えば給食施設を公務員の人がって言いますが、例を挙げれば岡山市なんかは早く民間委託いたしました。しかし、給食の内容はサービスが低下したことは事実です。だから、そういうふうに削減をしてはいけない場所と、思い切ってしなければいけないところというのを私たちちは考えながらこの会を進めていかなければ、数字のひとり歩きになって、この施設をこれ1つつぶせばこうなって、だからこれで例えば2億円浮いてきたよとか、そういうふうな話ばかりが横行しやすくなるので、その辺をよく気をつけて話を進めていかないといけないんじゃないかなということと、それからもう一つ、これをする上でどこでもその問題にぶつかるわけなんですが、中央集権的になって、それで弱者がより辛い思いをしなければいけないようなことに、ならないとは思いますが、忘れて数字だけに走ってしまうとなりがちなので、そちらも、だから都市計画とこれから的人口の動向といろいろなものをこの話の中に出し合いながら話を進めていかないと、目の悪い人がゾウさんを見て、さまざまな角度からしっぽが長いとか耳が大きいとかだけで、全体が見えなかつたっていうような逸話のような行政改革になつたら、怖いなというのを感じたものですから、とても抽象的な言い方になったかもしれません、その辺を再度確認しながら具体的に考えていきたい。

○議長 非常に角度の違った観点から意見が出まして、公共施設の見直しというのは一つの考え方なんだけども、地域のいろんな事情などにも配慮しながらやっていかなければいけないということだったわけですが、私が今言いましたのは、必ずしも初めに削減ありきではなくて、事務局から出されたこの資料がこのままでそれでいいのかどうかというのは、やはりこの机上の論理でこの書類だけ見てわかるのかなということでありまして、先ほど委員もそういう趣旨だと思いますけども、委員それ自身がなるべく多くの施設を現地で見て、それで納得できる結論を出すべきではないかというのが委員の趣旨かなと思っておりますけども、そういう意味では非常に建設的な意見ではないかなと。

我々が市民の目となって、この245施設それ自体がいいのかどうかということを、やはり再度抜本的に確認をしましょうという趣旨だと思うんです。

ですから、まず削減しましょうということではないと思います。

○委員 行革の推進に関しましては、長期的なスパンで見なければ、いわゆる根本的な問題で長期的に見なきやいかんもんと、それから今現在当面しなきやいかんもの、あるいは長期的にしなきやいかんというのはやっぱり踏まなきやいかんのじゃないか。とりあえずきょう提案されております議題について、今私たちは何を求められとんかというのを。

つまり、ここに出されるとる資料につきましては、私たちに対して何を求めとんかというのがひとつようわからないのが1つあります。

それからもう一つ、現実論として、法律上この8月、9月の1日から云々というのがありますけども、これとの関連はもう全く関係なくいくべき、今後固定するわけじゃないんだから、継続的に見直そうと、見直していくべきだということであれば、ある特定の公の施設を見学させてもらったりして意見を述べることも。

ただし、こちらのこの委員会が納得しなければ、今回のこの意見は、あるいは市長が決定することについてはまかりならんだとか、あるいは指定したら私たちの意向を無視したということは、おかしいんかなと思いました、その仕分け、さび分けをしとくべき。

だから、現場へ行ってすること自体に問題、私は決して反対ではありません。

ですから、長期的な方向性を押さえつつ、今何をすべきか、長期的にはどうすべきかというのも並行して考えておくべきかなと思います。

○議長 非常にいい御意見だったと思います。これまでの議論が1つ整理されたように思いますけれども。

○委員 この施設の中の幾つかを選んで現地見学というのは、本当に意味のあることだと。そこで思うのが、この二百幾つあるのが現在こうなりましたというのが、これで一覧でよくわかるんですが、従来から管理委託や直営でうまくいった部分は、恐らく指定管理になつてもうまくいくんだろうと思うのです。

ところが、従来直営なり管理委託なりで厳しいなと、予算からどんどん穴埋めしていくんと、とても施設が回っていってないよとか、本当の意味で何とか効率的にやっていかないといけないんじゃないかという施設が、この240の中のどれとどれとどれなのかということは、情報をいただけたらありがたいな。

この指定管理40個の中でも、これとこれについては今とりあえずはこういうふうに指定管理になったけども、今後もう少し改善の余地があるんだろうなというのはこれとこれですか、これには今回載ってない直営の中で、例えば市営住宅とか保育園とかあるんですが、それらについても、ここについては少し苦しい、あるいは非効率、あるいはサービスがよくない部分があるかもしれんなというのを情報を提供していただけたら、選ぶのに選びやすいとか、参考になるかなと思いますけども。

○議長 この施設そのものをですね、一覧が出ておりますけども、今後、指定管理はしたんだけども、今後どうなのかなと不安に思っておられるような施設とか、個別の情報がありましたら、参考までに説明いただければ。

もう一つつけ加えて質問いたしますと、今回指定管理と直営と、譲渡、廃止という形で分けられましたけども、このあたり分けられた選定基準これもあわせて説明いただけたらと。

答えられる範囲で結構です。

○委員 はっきり言ったら見てほしくないところ、あるいは聞いてほしくないところへ我々が行けばいいんですよ。結論はそういうことなんです。問題で頭結わえとなるようなところと、

今申し上げたような非常に要するに見てほしくないと、実はこういう事情があるから聞いてほしくないというところを見れば、大体形が見えてくるんじゃないですか。そういう意味で委員が言わされたことは、現地も含めて見ることには賛成します。

○議長 委員の質問、もし答えられれば、答えられる範囲で結構ですので。

○委員 行政の人も委員が言わされたようなことがさび分けができるたら、もう既に手を打っていたと思うんです。だから、とても難しい御質問だな、もしくは私が行政の側だったら、いやそんなんだったら、わかってたらやりますよってお答えするかなって思ったんですが。

○委員 実は岡山市のときに行革をやりたいなという場合に、特に審議会や議会にお願いするのは、本当は手をつけないといけないとわかっただけでも、なかなか自分たちでは変えられない施設がわかっているんだけどあると。これをだれかに背中を押してもらうために、その審議会にこれをお願いしますというようなことがやっぱりあるにはあるんです。もし何かこの審議会で背中を押すというのか、いいアイデアが出させていただけるんであればと思って。

○委員 物すごい大きな問題なんです。

○委員 それはすごい苦しいと思う。それ乗り越えなきやいけないんですかね、この会。

○議長 今いろいろ御意見あると思うんですけども、やはり行革は、痛みが伴うわけです。お互いに言いたくないことを言わなきやいけないということが、会議の場面で必ず出てくると思うんです。昨年度の大綱あるいは推進計画をつくるときには、それは一般論で済みましたけども、やはり今年度はそれをチェックする会議ですから、そうなりますと個別具体的な話になってまいりますんで、どうしても、これはこれでいいのかどうかという話が必ず出ますね。そこを我々の英知でまとめていかなければ、行革は痛みが伴うですから、この会議でもし言わなければどこでも言えないと思いますので。

○委員 そうですね。

○議長 ですから、ここはある面、本音でやっぱり審議をする必要があると思います。

挑発的な発言ですけども。 そうしますと、なかなか難しい質問であると思いますで、時間も経過しますので、一応委員が言わされた意見を。

○事務局 それでは、先ほどの施設を挙げてという話で、委員からも非常にいい後押しをしていただけるような意見もいただきました。

ただ、すべてを把握しとるわけではない、現状が把握できてないんで、それぞれの担当部署でやはりその辺はやっていただきざるを得ない。私のところで言えば、市費がかかることろはすべてかという見方になってしましますので、これについてはそれぞれの部署で次回までにこういうところが問題だと、直営、指定管理を含めてですけれども、問題だという辺を幾つかずつ洗い出しをさせていただいて、報告をさせていただくという方向でやらせていただかないと、今答えてくださいと言われても難しいんで、申しわけないんですが、そういう方法をとらせていただくというわけにはいきませんか。

○議長 大変難しい質問をさせていただきまして申しわけありません。

今回のこの会議では、すぐに結論を出すということではありませんので、今初めて我々は公の施設の管理状況というのがわかりましたので、これを今皆さんご覧いただいたばかりですので、今後やはりこれを詰めていくということをこれから作業としてしたいと思います。

今日はそのスタートだという位置づけでありまして、そういう意味では、施設を直接調査をして、幾つか調査をして、その判断材料を考えていきたいということで、その際に今言われた施設の問題点であるとか、そういうふうな詳細な資料をまた御提供いただければ、その調査にも非常に役立つかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長 従来のこういうことの取り組みは、町長さんが議会へ諮って、上位下達で決まりましたよとこういうて、ずっと押しつけでやるという方法なんですよね。我々もこの資料を見ておるわけですし、議会にもこの資料は多分回ると思うんですよね。さっき委員も言われたように、長期スパンでやるんなら、上位下達をやられてそっちで決められてしまつて、後から我々に報告があるというようなやり方は承諾できませんので、長期スパンでやるなら、もう少し我々にもじっくり構えてこれを調査研究するだけの時間をもらわないと、後で決まりましたよじやあ、何のこっちも答弁ができないようになつてしまふんで、その辺はぜひ約束していただきたいなど。

それから、指定管理者と直営と、これはこういう言葉は適切じゃないと思うんだけど、適当に多分分けとるんだと思うんです。いわゆるこれは直営の方がええぞと、これは直営は無理だろうという程度で今決めとると思うんで、そういうことがどうも感じられますんで、その辺のやっぱり変更も我々が責任持ってアドバイスしたり意見を出せるというような状況はつくつていただきたい。

○議長 それは非常に我々がこれから作業をしていく際に重要なことでありますけれども、それはいかがでしょうか。

○委員 あわせて1つ提案させていただいていいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○委員 私は赤坂地域の審議会の会長という役でここへ出させていただいてるんですが、先ほどの委員の提案にはとても賛成なんですが、それぞれの地域に地域審議会というのが存在しておりますので、そちらの方でどうしてもこれはこういった理由で残しておきたいなっていうようなのを、地域審議会で一度、この行財政でこうなっているんだよって、だからどうしても痛み分けなんだっていうことで、少し身を切って血が出なきやしょうがないから、どうしてもこれだけをうちの地域で残したいなっていうような話し合いができるような場を可能ならば、そういう場で少し話をしてここへ持ち寄ってっていうようなのは甘過ぎますかね。

○副議長 つけ加えさせてください。

行革でそういうものを全部点検して、我々は市民の代表ですから、その代表が行革でいろ

いろ検討したものを、できることなら行革でこういうことを検討しましたよというのを地域審へおろして、これは両方とも市長の諮問機関ですからね、両方、我々が検討したものを地域審議へおろして、それを今度市長が議会へ提案していただくという流れをぜひとっていただきたいと思うんですけど。その辺のところはひとつ行政側のしっかりした対応を求める。

○議長 今の枠組み非常に大事なことでありますし、我々もそういうふうに位置づけていただかないと仕事ができないということになりますけども、あわせてお願ひしたい。

それで、公の施設につきましては、きょうは結論出せませんので、いろんな意見が出ましたということで、今後この公の施設については、現地調査などを踏まえてやっていきたいというふうに思いますけれども、日程表を見たいと思うのですが。

次回第3回の審議会ですが、10月12日の木曜日13時半からということになっておりますけれども、例えばこの日の午前中2時間程度、旧町のどこかを視察させていただくというようなことをまずやらせていただきまして、そこで皆さんもイメージをつくっていただきまして、ああこういう形だったらいろいろな施設できるかなというようなことであれば、時間をまたつくりまして、こういう調査をやりながら、公共施設についての我々の提言といいますか、そういうものを取りまとめたいと思うわけですけども。

具体的には10月12日の午前中なんですけどもね。10時ぐらいから。

○委員 現地を見に行く対象の施設の選定というのを、そしたら事務局で見てほしい施設というのを選ばれるんでしょうか。それか、やっぱりある程度見させていただいて、我々が選ぶのかというところなんですが。

○委員 私旧吉井町なんですが、自分が吉井町に住んでおりながら、その施設がどういうようになってどうしてできたのかというのを知らなくて、この間支所に聞きに行つたんです。そしたら、その課その課の課長さんが来て説明してくださったんですけど、そういうことをちゃんとこちらが、どこの旧4町の施設がどういうようにしてなったかというのも知つとく必要があるんじゃないかと、見に行く前に知つとく必要があるんじゃないか。

○議長 それは事前に資料などを見て。その施設につきましては、事務局と私に一任をしていただきまして、その施設が決まりましたら、事前にその施設に関する資料については、この10月12日までに配布をさせていただくと。それを見ていただきまして、施設を見学する形をとりたい。

○委員 その前に各地域で地域審議会をさせていただきたい気持ちがあるんですけど。

○議長 地域審議会につきましては、私は何も言えませんので。

○委員 地域審議会が、地元の人たちの気持ちとかいろんなことがあると思うんです。

だから、行財政が、もちろん市民の代表ですから、私たちが走ればいいんだと思うんですけど、こういう大事なことは、偏りをなくすために、その前にみんなの思うようにならんかもしれませんけど、今はこうなんよっていう説明会を、この行財政委員会に許可を得なくてもいいのか

もしれませんが、得なればいけないとしたら得たいなというふうに思ったんです。

○委員 発想を変えて、要は我々何も意見を出して市長へ上げて、それを通そうという発想じゃないんだから、後でも後ろでも逆に言つたらいいじゃないですか。今言われる意味はよくわかるし、ただそういうふうにやっても、特殊な事情が、市の方も把握されてないような事情というのが後から出てくるかもわからない。そのことによって、もっと言えば保守的なやり方に戻るかもわからない。それは我々がどうこうできない世界の部分があるわけだから、ただそれを全部押し通しあつたら、物事の本質には絶対迫れんわけで、今がよろしいっていう話しかない。今までの給料でよろしいと、今までの職員の数でよろしいと、これ以外にないわけです。それじゃあだめでしょうと言うから、鋭く言つるのはそなんよ。

本来の趣旨は、何でここへ寄つてこんなふうにやつとんかということを時々喚起しなかつたら、市の職員の人は大体忘れるのよ。忘れた方が仕事をしやすいし、やりやすいから、その反対のことを僕がしゃべつちゅう言つとるだけの話で、だれも職員個々人が憎いわけでも何でもないんだけど、立場上絶対忘れるのよ。心地いいもん、それは職員の方は、嫌なことから仕事を避けた方が。だから、問題を持ち込んでくれるなと言うんだから、私に対しても。だから、そういうじやないんだ。問題を持ち込まれたら、積極的にどう今後の例えれば自分の仕事の上で生かすかという発想をしてほしいというのが先ほどの趣旨。

○議長 委員の心配よくわかるんですけれども、必ずしも入っていって全部ずばずばと切っていくということでは絶対ありませんので、聞く耳を持たないというわけではないですし、行財政改革として、この審議会として非常に痛みを伴いますけども、やらなきゃいけないことだということで、そういう地域の意見も別のルートでいろんな情報が入ってくると思いますけども、そういうことも含みながら、この会議の中でいろいろ審議して、とりまとめをしていきたいと考えているんです。

私自身もこういう審議会で調査をするというのを余りやったことがなくて、まず初めてのことなんです。しかし、やはり時代はそういう時代だというふうに思いますし、事務局から出された資料をそのままのみにしてそれで終わるのではなくて、やはり我々できちんと見て結論を出すという、そういうことをやはりやっていく必要があるかなと。

一つの試みとしまして、とりあえず動いてみましょうということで提案しているのは、その10月12日の午前中ですか、2時間程度、私と事務局で相談しまして施設などは考えたいと思いますけども、その施設について皆さんで見ていただくということをやっていきたい。

もし反対があれば言っていただきますけども、ないようすで、10月12日の午前中ですね、時間はどういたしましょう、10時ぐらいにお集まりいただいて、幾つかの施設を見ていくということをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。その後通常どおり13時半から第3回の審議会の人材育成の話と事務事業の話を審議するということになると思いますが、この公の施設につきましては、幾つかの資料だと、現地を見るということが当面必要ですの

で、何回かそういうことが、第3回のときに試行的にやって見ますけども、できそうであれば、例えば11月9日の例えは午前中をまた使うとかという形でやりまして、場合によっては12月に、ここには予定されていませんけども、この民間委託、この公の施設の管理についての事項について集中的に審議する会議を持ちたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

きょうはその出発点という形で、取りまとめさせていただきたい。

意見がないようですので、そのような形で進めさせていただきたい。

それでは、行政の情報化等による行政サービスの向上につきまして、説明を。

○事務局 行政の情報化等によります行政サービスの向上につきまして、4件説明をさせていただきます。

電子申請の普及についてですが、この関係につきましては、その実施内容ですけれども、その概要的なものを資料4として、そこもあわせてご覧をいただけたらと。

この中に岡山県電子自治体推進協議会を活用し、電子申請の普及を図るものです。

この岡山県電子自治体推進協議会は、平成13年に施行されました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法、そのIT基本法や、国が定めた電子自治体推進指針に基づきまして、岡山県及び県内の全市町村が連携をして、住民サービスの向上と行政事務の高度化のために、電子自治体の円滑かつ効率的な構築を図るとともに、県内全域で情報化を推進することを目的としまして、平成14年度に設立をされました協議会です。

現在は電子申請システム、光ファイバーの保守などを共同で行っております協議会です。

なお、電子申請の関係につきましては、窓口で行っております申請や届出手続を自宅などのパソコンからインターネットを利用して行おうとするものです。

具体的には、岡山県市町村共同電子申請システム、このシステムがございまして、それを使って、例えはイベントの参加申し込みを始め、将来的には住民票の交付申請、それから犬の登録申請などを行うことを可能にしようとするものです。

現在の進捗状況は、そこの推進進捗表に載ってございますけれども、本年8月から電子自治体の推進協議会で普及の方法と申請事務の選定を現在行っております。

そういう状況の中で、来年の1月からそれぞれ各自治体等で選定され、協議会で認められましたその事務の運用開始を図っていこうという予定で現在進めております。

次に、施設予約システムの導入の関係について説明します。

このシステムは、住民の多くの方が利用する公共施設のその台帳を一括化いたしまして、他の施設を含めまして施設の予約状況等を把握できるようにするものです。

例えは体育施設、体育館の状況、公民館の部屋使用、といった施設を施設の予約状況等を把握できるようにするものです。また、問い合わせ等に対しましても即時に対応して、申し込みのあった施設についてはあいていないけれども、他の施設ではあいておりますよと、といった対応も即時にとれることで、住民サービスの向上を図ろうとするものです。

現在、進捗状況としては、先般関係部署によりまして必要な、そして可能な施設の調整を行っております。今後その関係施設の担当者を含めまして、調査、調整、検討、研究等を図る予定です。なお、その後10月初めごろには必要な業者選定を行いまして、10月からシステムの構築に入りまして、来年4月から公開可能な施設から運用開始を図っていきたい。

ただ、この名称につきましては、施設予約システムとなっていますが、予約までという状況になりますと、申し込みの申請の状況、それから使用料金の払い込みをどうするかというような問題等もございますので、とりあえず可能な施設、必要な施設から、その施設の予約といいますか、利用しておる状況をお知らせするところから始めてまいりたい。

それから、地理情報システム、これの導入の関係です。この地理情報システム、いわゆる通称G I Sといいますけれども、地図に関するさまざまな情報をデータベース化しまして、その中から検索あるいは表示、加工、分析等ができるようにすることです。航空写真とか地図からデータを数値化して、基盤となる地図を作成します。その地図をもとにして、各課で都市計画図や、それぞれ所管する事務に必要な各施設の位置図、そういった施設台帳を作成、管理しながら、それをそれぞれの部署で供用できる空間データ、これを一元化に管理して、庁内各部署で有効活用しようとするものです。

具体例な活用例としては、市内の水道管の管網図、それから防犯灯の設置箇所、ごみステーションの位置図、それから用途区域、避難場所、それから消火栓の位置、そういったものも入るようになっています。なお、庁内の部署間の共用してそれを見ると、利用するということだけでなしに、公開できるものは市民の方に公表をし、利用していただくということも考えています。そういう地理情報システムの導入についての検討を今後進めていく予定です。

それから、情報化研修の実施という内容です。これは一応職員を対象としております。

ウイルス検知の駆除のソフト、そういった導入や、業務に必要のないサイトへのアクセスの禁止、監視など、技術的な対策につきましては施しておりますけれども、情報が漏れるといった内容の事例を見てまいりますと、どうしても個人情報の持ち出し、紛失等、人的な原因によるものが多くあると。こうしたことから、職員を対象に情報保護、安全対策の強化・徹底を図るために、研修を実施したいと考えております。現在研修内容、それから実施時期及び研修対象者等を検討を行っております、10月以降できれば2回程度研修を行いたい。

○事務局 それでは、図書館システムの統合事業の進捗状況報告という資料がございます。これにつきまして教育委員会から状況の報告をさせていただきます。

この図書館システムの統合がなぜ必要なかという必要性につきまして、現在での図書館システムの現状、そこで何が問題があるかということにつきまして簡単に説明します。

まず、赤磐市立の図書館ですけれども、市内に4館ございます。

この4館を見てみると、このコンピューターシステムが合併前の状態のままで、現在まで各図書館のシステムで、単独システムで運営をされております。

具体的に申し上げますと、この中央図書館、旧山陽の図書館ですが、これはシステムが富士通が入っております。それから、赤坂、熊山、吉井の図書館につきましてはN E Cで、それぞれ旧町で入れられたものが現在まで続いておると、こういう状況です。そういったことから、いろいろ御利用している皆さんに不便な状況が生じている状況がございます。

その二、三、申し上げますと、1つは、まず登録をしている方の住所です。

中央図書館以外は、いまだ利用者の住所情報が旧町のままで表示されている状況です。

この住所情報のままでは将来的な運用に対応できないのが1点ございます。

それから、図書館の利用者カード、このカードは現在の状況では、利用者はそれぞれの図書館で利用者登録をしておられます。それぞれの利用者カードを持って本を借りなければならぬという状況です。例えば市内4つございますけれども、すべての全館で本を借りようという場合には、最大4枚の利用者カードを持たなければならない状況です。これ、システムを統合しまして、1枚のカードで市内4館とも共通利用ができるようにすれば、非常に利便性も増すことで、1枚で事足りるわけです。そういった課題。あるいはまた、図書館の利用状況等の統計を我々やる場合に、統計事務上もまちまちになつりますから、非常に不便を生じておりますし、時間もかかるという難点もございます。

それから、市内各図書館間の資料の検索ですが、現在のままでは残念ながら資料の検索は不可能で、市民は資料検索をするためには、それぞれの図書館の資料検索用のコンピューターで行わなければならぬ状況がございます。

その他もございますけれども、主にはそういう現状を打破しようということで、この統合によって、新市の住民が市内のどの地域でも貸し出しあるいは返却が可能となりまして、蔵書のデータであるとか、あるいは利用者のデータなどを含めて、公立図書館の運営に当たり、必要なデータの一元管理ができるところから、今年度、現在進めておる事業です。

なお、財源的には合併支援補助金の交付を受ける予定で進めております。

そういう必要性から、本年5月、指名業者とありますけれども、どこの業者にするかということで、4社を指名をいたしまして、県内に本店がありまして、いろいろ実績もあるということから4社を指名しまして、5月25日に公開見積もり示談会を実施いたしました。結果はそのとおりでございまして、最低の業者が岡山情報処理センターで、2,500万円で示談をさせていただきました。

これ契約額となっておりますが、この中にはいわゆる中央図書館が両備システムズが今まで入っておりますけれども、いわゆる富士通ですね、今度はN E Cが入るもんですから、そういったことでそれが変わることによる、いわゆるリース料がまだ残つとるその残であるとか、データの提出費用、これが434万2,500円含まれております。これは市から両備システムズの方へ支払うということで、これを差し引いて、それに消費税を掛けて、実際の契約額が2,169万375円となっております。

そこで、訂正をお願いしたいんですが、算式が2,500万円引く云々で出ておりますが、ここへ括弧を入れてやってください。全体の2,500万円から434万2,500円を引いたものに1.05で、ここへひとつ括弧を入れてやっていただきたい。

それで、作業を進めておりますけど、今後の統合作業です。地区館が3館、中央が1館ございますけれども、まずは地区館3館の統合を11月末目途でいっております。

具体的には下へ作業工程表が出ておりますので、それぞれ右の方へやる内容が出ております。こういったことを11月の末までに済まそうということです。

最終的には中央館も含め、全館の統合が来年の3月末を目途に現在進めております。

ただ、この作業をやります際に、大変利用者の皆さんには申しわけないんですが、作業のための休館ということで、現在予定ではテスト移行ということもございますので、これを11月の末、約5日間、赤坂、熊山、吉井図書館で予定をいたしております。それから、本番に向けての統合時では、これは全館になりますけれども、3月の中旬から二、三週間、移行のために休館をさせていただきたいと、このように考えております。

利用者の皆さんへは、市の広報等を通じて御理解を願う広報をする予定です。

○議長 今の報告は、大綱に基づく推進計画の第7番目の行政の情報化等による行政のサービスの向上ということで、推進計画に盛り込まれているものでありますけれども、電子申請の普及、そして施設予約システムの話、そして地理情報システムの導入ですね、そして情報化研修の実施、そして最後にありましたけれども図書館システム統合の事業で、概要説明と現在の状況御説明ありました。何か御質問等ありましたら。

○委員 質問ではないんですけど、お昼早速下に図書館に寄りまして、1枚カードをこしらえていただきました。私熊山なんんですけど、熊山の持つてて、それでお借りできるかなと思ってたんです。そしたら、また初めから何か証明を持っておりやせんかっていうことで、だけどたまたま何やかにやらあってしてきたんです。だから、今の説明が特によくわかりました。

○議長 これから便利になるそうですから。

○委員 中央はたくさんあるんですね。それで、私なんか本当使うことないと思うんです。今2カ月に1回来させていただくから、たくさんの中から、小説なんですけれど、2冊借りて帰りましたけれど、返すのは熊山でいいからっていうことで、便利はいいと思います。

○議長 そのほかに何か御意見とかありますでしょうか。

この資料3の電子申請のところがありますけれども、これは今利用状況というのはどんな具合なんでしょうか。

○事務局 これが17年の8月現在の資料を持ってございますけれども、加入しております自治体が22市町村あるようでございます。それで、利用状況が17年の8月の段階で大体180件程度という状況です。

この内容としては、犬の死亡届の関係とかが多いようです。それから、住民票の関係、写し

の交付請求とか納税証明書の交付請求、そういうしたもの等もできるようになってるようですが、なかなか普及ができないというようなことの中で、協議会の方でもう少し利用拡大を図ろうということから、県内各自治体で予定をされておりますイベントへの参加申し込み、こういったもの、それからパブリックコメントの質問とか回答とか、そういうものを含めまして利用拡大を図ろうということで、協議会でいろいろ検討をしてるようです。

それを加入しております各自治体が、どういうように利用できるか、例えば赤磐市におきましては、そういうイベントがあるかどうかというようなものを持ち寄りまして、来年から実施していこうという考えです。

これに自治体として加入はしますが、利用がなかなか普及できない、拡大が図れないということの中で、今は利用の方の、これを使える内容の拡大を図ろうというのが状況です。

○議長 岡山県などでも何かこういう電子申請されているというのは聞きますけど、なかなか普及が難しいということで聞いておりましたんで、いろいろ原因はあると思いますけども、是非せっかくつくったシステムですので、活用できるようにしていただければ。

○副議長 図書館の関係で、4図書館をこれから運営していくということなんですが、これを例えれば中央は今度大きい建物を建てるわけですね。それで、中央1館にして、それでそこへバスを運行して、巡回バスを、回すようなことは考えたことはありませんか。要するに1館にして、中央へそれだけのものを集めてくると。バス運行で利用者の方に利用してもらうと。その費用はどのぐらいで、4館運営するのと、そのバスで巡回してやる費用と比較はしたことはありますか。

○議長 どうでしょうか。

○事務局 地区館が3館あるけども、それをもうやめて、集中管理で1館にしてということでございますか。地区館はそれぞれもう残す方向でいっております。やはり地域地域には地区館は必要であるという大前提でいっておりますので、それがあることを前提に、いかにその利便、離れておる遠隔地の利便をどうするかという観点で、今搬送サービスの方を考えておるとございまして、そのように御理解をお願いしたい。

○委員 今の方向でいってくださいとおもいます。

○委員 地理情報システムの導入の件ですが、これも費用対効果を考えると、1億円というのかかり過ぎるんじゃないかなという感じがしています。この中で水道管の管網図なんかは、単独でつくってやるようなことがいいんじゃないかなと感じました。

○議長 最後のところ、もう一度お願いします。

○委員 このG I S使う中で、水道管の管網図がありますよね。これをやっていくということで、とのものについてはどちらかといえばファジーな概念的なもので間に合うと思いますので、切り離してやられたらいんじやないかなと思いました。

○議長 地理情報システムの関係で、委員から費用対効果の関係で、1億円というのはいか

がなものかということで意見がありましたけども、いかがでしょうか。

○事務局 実はこの地理情報システムにつきましては、もう昨年から検討に入っております。ただ、これを導入するに当たりましては、かなりいろいろ問題がございまして、例えば赤磐市全部の地図をつくるにしましても、今まで旧4町それぞれがつくっておりますので、なかなか1本になった地図ができないと、そこからもう既に始まっております。それでこのシステムの方へどれだけのものをのせていくかと、その辺につきましてもいろいろと各部署で調整を検討していただきよろしくですけれども、まだどれとどれとをこのシステムにのすと、どういう利用の仕方をするというところまでがなかなか行き着きませんので、検討は既に昨年度から始めておりますけれども、まだまだこれから十分検討した上で、それから利用目的を十分持った上で、どの程度のものをつくったらいいかということで検討したいと思います。その内容によって、金額的にもかなり変わってきます。精度のいいものをつくろうと思えば、それだけ経費はかかるべきですし、この導入に当たりましては、十分検討をしたいと思っております。

○議長 先ほどの委員の意見も御参考にいただきながら、検討いただきたいと思います。

最後の議題に移りたいと思います。

3番のその他となっておりますけれども、今年度の当初予算の概要につきまして事務局から説明の方お願いしたい。

○事務局 これは平成18年度当初予算を作成したときに、新聞記者等にプレス発表をしたときの資料です。

まず、18年度当初予算の概要で、会計別予算規模としまして、赤磐市の一般会計につきましては、本年度195億6,035万6,000円、前年度が175億1,955万7,000円、増減といたしまして20億4,079万9,000円で11.6%の伸びとなっております。これは新聞紙上でも、赤磐市が11.6%で伸び率が大きいと報道された数字です。それから、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計から財産区の特別会計までありますけれども、合計で155億2,087万2,000円です。

これも0.8%の対前年度の伸びとなっております。それから、公営企業会計につきましては22億8,578万9,000円で、対前年につきまして11.9%の増加となっております。赤磐市全体の予算としては、373億6,701万7,000円、6.9%の増となっておりますが、一般会計ですが、20億円少々伸びておりますけど、そのうちには積立金としました地域振興基金積立金が14億円積み立てておりますので、実質的な伸びは6億4,000万円ぐらいの伸びだと思います。

次に、一般会計の予算の概要につきましては、平成18年度は地方交付税、臨時財政対策債を足しますと、対前年度比6.5%減で、依然として地方財政が厳しく減少しています。

このような中で、合併効果を早急に發揮できるよう、事務事業の更なる統合を進めることにより、経常経費の削減を10%の減という目標で予算編成を行いました。

一方では、合併に伴い新たな住民ニーズの対応や、合併後における住民の一体性確保を目的とした事業などの合併特例事業を新規計上しました。

そういうような状況で歳入歳出予算を計上したわけですが、まず歳入の方ですけど、基本的には本年度は前年度と変わっておりません。ただ、地方譲与税の中でも、2番目ですけど、地方譲与税で、これが所得譲与税が伸びました関係で、49.1%の増となってます。

歳出では、特に総務費が14億円の基金を積んだ関係で大きく伸びております。

18年度予算の主な事業として、新聞記者に発表しましたのが、市制1周年記念事業909万5,000円。これは4月1日、2日に開催しましたNHK「のど自慢」の経費です。

それから、合併特例債による基金の造成で、14億円の基金造成を予算を計上。

それから、防災無線の統合事業の設計費に1,050万円。

それから、公共施設の管理システムに1,426万1,000円。

それから、乳幼児医療は、小学校3年生までにということで、1億1,317万1,000円。

それから、都市計画マスターplan策定事業に576万5,000円。

それから、市道五日市西中線整備事業に5億9,060万円、これは詳細設計です。

それから、市道桃光園線整備事業、これは市役所から県道可真線に向かう道です。

それから、市道広戸小鎌線改良事業、これは吉井地域で1億3,000万円。

それから、市道立川穂崎線の改修事業が8,300万円。

それから、市道千躰奥吉原線、熊山地域ですが、これに5,000万円。

それから、市道黒本是里線改良工事、吉井地域ですけど4,000万円。

それから、小・中学校の耐震補強に3,660万円、これは工事と耐震です。

それから、給食センターの統合事業、これは山陽と赤坂の給食センターの統合でして、今月ぐらいには工事ができるのではなかろうかと思います。

それから、図書館建設事業は9,222万5,000円、設計と山陽体育館の取り壊し工事です。

それから、図書館システム統合事業3,078万2,000円。

それから、グラウンドゴルフ場建設事業3億1,102万1,000円。

以上のような事業を18年度は予定していますが、昨年のこの会議でも話に出ましたけれども、市の統一したふるさとまつりの実施事業に743万1,000円、それから市で統一されました花火大会、これに400万円を今年18年度は新たに計上いたしております。

そのほかにも消防団の制服の統一事業とか、それから中山間地域の直接支払の交付金事業を旧吉井町だけで17年度は行いましたが、18年度は吉井地域よりも広げて実施します。

それから、17年度、18年度と、市になり赤磐市としての実施計画がいろいろとございます。

その計画物の予算につきまして、今年度18年度の予算には計上させていただいております。

○議長 今年度の当初予算の概要について説明いただいたわけですけども、財政につきましては、11月9日の第4回の審議会で財政の話は審議する予定ですので、ここでは今年度の予算の概要を一応頭に入れていただいた上で、第4回の審議会で本格的には審議したいと思いますけども、この時点で何か御質問等があれば出していただければと思いますが。

○委員 歳出の款別・性質別構成額前年度比較一覧表ですか、非常にある意味では非常にこれ役に立つものだと思うんですが、とかく問題になるのが人件費のとらえ方ですが、2番の物件費、それから維持補修費、扶助費ですか、それから補助費等、普通建設事業、実はこの中へも直接赤磐市の方からダイレクトに報酬なり人件費なりという名目で払つたるもののが多分あると思うんです。この辺の整理がつくものならば、資料として欲しいんです。

比較的それは容易にできるような今仕組みなのかどうなのかということも含めて回答をもらえばよろしいし、少々の時間で整理がつくのならば、今申し上げたように人件費以外で直接ですよ、赤磐市から直接いわゆる労働の対価として払う、極端に言えば我々の報酬もダイレクトには払つてもらつたんですが、そんな費用は人件費以外のもの、今申し上げたようなものの中に隠れるとんではないかなという部分を非常に感じるわけ。その額が一体どうなつたるのか。果たしてこれだけを見れば、臨時職員の費用が人件費に入つたのか入つてないのか、相当真剣に見たんじやけどわからない。どうでしょうかね。できるならそういう資料を、すぐにということじゃなくて、お願いできれば。

○議長 委員の要望ですけども、準備できますでしょうか。第4回のときに財政については集中的に審議する予定ですけども、そういうときに確かに人件費のデータなどが正確にあれば非常にやりやすいなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 次回までに調べますけれども、委員が言われた分につきまして、例えば臨時職員の賃金、こういうものは物件費に入っています。こここの今皆さんいらっしゃる報酬を支払いされる方につきましては、人件費へ入っています。ですから、人件費の中に入っているのは、基本的にはもう職員の給与、それから特別職の職員で非常勤のもの、こういう行革の委員とか、それからあとは嘱託員ですね、嘱託員報酬といって月額幾らで払っている方、そういう報酬で払つた方がこの人件費へ入っておりますけど、臨時の職員などは全部物件費としてとらえております。

ただ、事業をしたときに、そこへ人件費を持っていっとるのが幾らかあると、事業費支弁でとつとるものがあるかもしれませんので、そこは調べてみないとわかりませんので、まだ決算では幾らかわかりますけど、予算ではそのときにはまだ仕分けをしておりませんので、予算はあくまでも機械的にこれ仕分けをしつります。

○議長 よろしい。

○委員 出ますか。

○事務局 次回までに確認します。出るようでしたらすぐにさせてもらいますから。

○議長 何かほかに御意見とかありますれば。

きょうの予算の話は、一応概要を御説明いただきまして、この中身を頭に入れていただきまして、11月の審議会でいろいろ御意見いただければという位置づけですので、また何かありましたら、また後日でも御質問等いただければと思います。先ほど委員が言われた資料の請求な

ども結構かというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

そうしますと、時間も押し迫ってまいりましたが、きょうは市長さんもお見えになっておられますので、一言ごあいさついただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○市長 長時間にわたりまして慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

民間委託の実施状況ということとして、きょうもいろんな貴重な御意見をいただきました。これを参考として今後取り組むわけですが、この国の行財政改革の一環として、この指定管理者制度ができたわけですが、私は実際にやってみてそぐわない部分がかなり多いわけでございまして、例えば245の施設ですね、そのうち146がこれが補助金適正化法に触れるということから、直営でやらなくてはならないと、もしくは指定管理ということで民間に譲渡ができないという部分があるわけでして、それぞれ大変苦労いたしまして、146と59と40に分けたということとして、委員さんからも御指摘をいただきましたけれども、これは我々は今後慎重に取り組んでまいりたいと。そして、委員の皆さんのお意見を聞きながらやってまいりたいと。

まだまだ民間委託、たくさんあるわけでして、きょうもごみの問題とか給食センターも出ておりましたし、バスの運行もございます。できるもの、できないもの、これも仕分けをして、これから奥深く入っていきまして、皆さんの御意見を十分聞きながら慎重に取り組みたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたしまして、お礼のごあいさつといたします。大変にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長 最後に私から一言だけお話しさせていただきたいと思いますが、きょう民間委託の推進ということで指定管理者の話が出ましたけども、やはり総論は総論で、各論になりますと非常にシビアな議論が出てまいります。しかし、それにひるんではいけないなというふうに考えておりまして、この時期に会長になったのはなかなか大変だなとは思っておりますけども、もうなってしまったものは仕方ありませんので、頑張りたいと思ってますので、私自身いろいろどんどん走っていくかもしれません、ぜひバランス感覚のある御意見をいただきながら、いい提言、答申を出していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

それでは最後に、事務局から次回の審議会の説明をお願いします。

○事務局 最後になりましたが、事務局から次回10月12日開催の第3回の審議会ですが、午前中10時からということで、公の施設を見ていただくということをまず1点。それから、午後からは、従来どおり人材育成の推進確保、それから2点目としましては、事務事業等の見直し、その2点について御審議いただく予定にしております。

なお、審議会の資料につきましては、従来どおり事前に配布させていただきますが、どうかこのテーマに関しましても、資料や行財政改革実施計画、あるいは日常生活の上でお気づきの点や御意見などを次回審議会におきましていただきたいと思っております。

○議長 これをもちまして第2回の会議は終了いたします。

皆様本日は本当に御苦労さまでした。